

## 笠松競馬元関係者の書類送検について

令和2年6月に笠松競馬関係者が競馬法第29条違反（馬券購入）の疑いで岐阜県警察の捜索を受けたことについて、本日、同容疑により元調教師1名、元騎手2名、また同容疑と犯罪収益移転防止法違反の容疑により元騎手1名が岐阜地方検察庁へ書類送検されました。

現時点で詳細は不明ですが、競馬法違反等が事実であれば、笠松競馬に対する裏切り行為であることはもちろんのこと、多くの笠松競馬ファンの皆様や、ご支援、ご協力いただいております関係者の皆様の信頼を裏切る行為であり、大変遺憾であります。

また、競馬主催者として公正な競馬の確保に努めてまいりましたが、結果として競馬の公正性を確保しきれなかったことにつきまして、ファンの皆様や関係者の皆様に心からお詫びを申し上げます。

現在、当組合では、上記の事案に関連すると思われる笠松競馬関係者が名古屋国税局から所得税の申告漏れの指摘を受けた旨の報道を受け、その真相究明と再発防止策等を検討するため第三者委員会を設置して調査・分析や検討等を行っておりますので、これらが進捗し、ファンの皆様や関係者の皆様にご報告できる段階になり次第、改めて発表させていただきたいと考えております。

皆様には、ご迷惑をお掛けしておりますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月10日  
岐阜県地方競馬組合